

第 1602 回 (3 月 22 日)

日本の近現代と国家・農村・農民

(同志社大学) 庄 司 俊 作

日本資本主義確立以来百年余りの日本農村の歴史を把握する方法的枠組みは、どのようなものが考えられるか？ この問題について、一つの試論を提示することが報告の目的であった。報告の要点は、農村支配体制論として、つまり「国家（政府）と農村・農民」という枠組みから歴史をつかむということであり、また戦前史・戦後史を通して第 2 次大戦後の高度成長の歴史的な前提と意味に着眼するということである。

戦前史あるいは農地改革論に関しては、拙著『近代日本農村社会の展開—国家と農村』において具体的に解明しているので、そこでの主張の概要を方法と視角に即して述べた。戦前農村研究は、世界史的に異例の農地改革の歴史的前提を明らかにするという今日的意義を持ち、それは高度成長の問題を通して現代の世界と日本の理解につながってくる。そこで、戦前日本の現代国家化を農業・農村問題から解明するという観点からの分析が必要となる。その際、日本現代国家は「成長国家」としての権威主義的性格という特殊性をもっている。農村社会構造からの分析が不可欠となる。農村社会構造とは具体的に地主小作関係の歴史的な形態と、地域集団としての「部落」の社会的機能である。主にこの二つの問題点の解明を通して、戦前期農村社会の展開及び現代国家化と農地改革との歴史的な関連を探ろうとしたのが、拙著の中心課題であった。

戦後史に関しては、農業の戦後体制および農業にとっての高度成長の意味の理解が焦点であり、研究の指針として時期区分と現在の位置に対する認識が重要となる。農業の戦後体制とは農業の 55 年体制と言い換えられる。それは農民層の保守政治基盤への定置が指標

である。1950 年代はそのための支配の基本的枠組みが形成される過程として、そして農地改革も同体制に帰結する重大な変化をもたらした出来事として歴史的に把握できる。1954 年に農林官僚中の農林官僚東畑四郎が退官するが、これは一つの歴史の終焉＝新たな時代の幕開けの象徴であった（「農本主義的」農政段階→「近代化」農政段階）。農業と高度成長の問題では冷戦体制下での日本資本制のあり方つまりひたすら経済発展を追求する路線がもった意味への着眼が重要である。農地価格抑制のための土地政策の不十分さ、その結果直系性農家家族の存続が保証され農業基本法も構造改善政策としてはヨーロッパ各国に比べると極めて不徹底なまま終わることになった。また、ポスト高度成長期の現象といえるが、他の先進国に比べて日本の農家女性政策の不備も特筆される。

高度成長期というのは本来、農業・農村問題にとっても構造の変革をもたらす資本制史上画期的な段階として捉えられる。農業者（とくに農村女性）の個の自立という面からみても同様で、これらは高度成長の積極面として評価されるべきである。これはヨーロッパ先進国の歴史的事実から得られる経験則である。このように農業・農村にとっての高度成長の画期性を捉えたうえで、日本の実態、すなわち農地改革や農業の戦後体制等をみる複眼的視角がとくに戦後史においては方法的に重要である。

米の輸入「自由化」と「新農政」の登場が現在の状況を集約している。農業の戦後体制は終焉した。したがって、その歴史的総括が今や歴史的研究の課題となると同時に、とくに時期的に体制形成期 1950 年代の研究が重要であることを強調して報告を締めくくった。